



## 市民後見 ～今後求められる視点～

A4判／48頁 2015年3月20日発行

297円(税込)

※購入申込フォームからお申込み頂けます。

[→ 購入申し込みフォームへ](#)

国による市民後見推進事業の実施により、市民後見事業を行う市町村は飛躍的に増えた。本書は、今後、事業を推進していくうえで、市町村が踏まえるべき基礎的事項や課題等を整理。『市民後見のために』とともに、わが国の市民後見を知るために格好の書。

### 目次

#### 市民後見の仕組み論

##### ～市民後見を進めるための必須条件～

上山 泰

#### 1 前提問題としての「成年後見の社会化」

第三者後見人と親族後見人の選任比率  
法定後見人の供給母体  
市民後見がでてきた背景  
供給基盤拡張の理由

#### 2 法定後見人制度の位置づけをめぐる政策的不整合

制度の基本設計の乖離  
成年後見人選任の仕組みの矛盾  
ドイツの場合／日本の場合  
医療同意の問題／死後事務の問題  
行政としての責任

#### 3 市民後見を支える基盤整備の必要性

老人福祉法第32条の2の意義  
厚生労働省による必要な措置の具体例  
市民後見運用に関する行政関与の重要性  
今後の主要な政策的課題

#### 4 国連障害者権利条約をめぐる課題

代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフト  
広い視野をもって取り組む

#### 今後の市民後見に求められる視点

堀田力

#### 1 後見の専門性とは何だろうか

後見の専門家はいない  
市民後見人にすべてを要求するものではない

#### 2 市民後見人の資質

本人の立場で判断できること／身上監護が基本  
後見の目的は本人の尊厳保持  
尊厳の保持の基本は「その人らしく」

#### 3 市民後見人の活用

活用の流れが決まっていないことが課題  
市民後見人の評価／市民後見NPOの設立を  
市民後見の信用を高めていく必要

#### 4 身上監護について

「身上監護」という言葉について  
「身上監護」に替わる表現  
これまでの身上監護の範囲の考え方  
民法第858条の「事務」  
事実行為の限度をどこに設けるのかは未解決の問題  
後見人が行う事実行為の例／家族関係への配慮  
法律行為に伴う事実行為の範囲  
「見守り」も含まれるのか  
法律行為と結びつかない事実行為も後見人の役割？

#### 5 施策の流れを理解する

関係制度の理解が重要／「地域包括ケア」とは  
地域の力が試される各施策の展開

#### 6 地域の社会資源を把握する

地域の社会資源の把握／サービスを見分ける基準  
行政等へのアドボカシー活動能力

#### 7 医療同意について

医療侵襲行為とは / 医療同意権の広がり